

福德長酒類株式会社 次世代育成支援対策推進法改正に基づく
[一般事業主行動計画] (第2期)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

2. 内容

(1) 子育てを行う社員の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備

目標1 子供の出生時における父親の休暇取得を促進し、計画期間内の対象者がこれを取得するものとする。

<対策>

平成28年4月1日～平成33年3月31日までの間に

- ①就業規則第45条(4)配偶者出産時特別休暇の周知を推し進め、経営職を含む全社員の同休暇の一層の徹底を図る

(2) 働き方の見直しに資する労働条件の整備

目標2 所定外労働削減のための措置を講じる。

<対策>

平成28年4月1日～平成33年3月31日までの間に

- ①事業所ごとの月間実績に基づいたヒアリングを実施
- ②自主的なノー残業デイを設定の検討
- ③管理職に対する労働時間管理の重要性について啓蒙実施

(3) - 1 その他の次世代育成支援

目標3 子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができると見学会を実施する。

<対策>

平成28年4月1日～平成33年3月31日までの間に

- ①受入工場の体制作りと実施内容等を従業員へ周知する

(3) - 2 その他の次世代育成支援

目標4 臨時従業員を対象とする公的資格等の取得に対する手当制度を導入する。

<対策>

平成28年4月1日～平成33年3月31日までの間に

- ①支給要件と検討の試算
- ②従業員へ制度の周知を行う

以上